第69号
昭和37年(1962)
8月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

広報とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(7月末日現在)
世帯数 7,517
人口 37,833人
男 18,244人
女 19,589人

今月の市税
▷市県民税　第1期分
納期8月31日

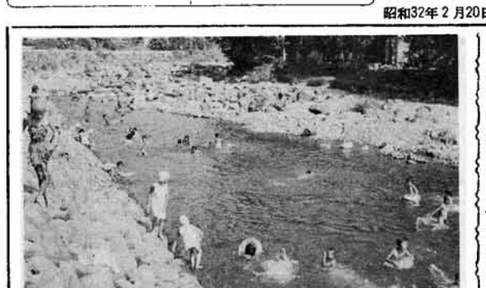

子供たちを水から守ろう!!
(栃堀地内にて)

九月十五日現在で選挙人名簿作製

選挙権資格調査にご協力を

選挙人名簿は、選挙権のある者を毎年定期に調査確認を縦覧に供せられ、選挙人の確認を経た上で十二月二十日確定します。

同時に選挙時における二重投票を防止するために、市町村の選挙管理委員会が次の要領で作製します。

○調製の時期　毎年九月十五日現在
○調製の方法　職権調製
○調製の区分　投票区ごと
○調製の期限　十月三十一日までに調製を完了
○名簿に登録されるための資格
①日本国民であること
②年令満二十才以上の者であること
③その市町村に住所を移してから三カ月以上の者であること
(右のうちで、選挙関係犯罪やその他によって選挙権を停止中の者を除く)

このようにして調製された名簿は、毎年十一月五日から十九日までの十五日間選挙人の縦覧に供せられ、選挙人の確認を経た上で十二月二十日確定します。

いうまでもなく、選挙人名簿に登録されることは、選挙権行使の要件であって、実質上選挙権を有していても、選挙人名簿に登録されていなければ選挙権を行使することはできません。

選挙権は国民固有の権利であって、選挙権の行使は民主主義議会政治の基礎をなすものであり、これが有効にしかも公正に行われることは民主主義を正しく発展させるための絶対要件であります。

昭和三十七年九月十五日現在基本選挙人名簿に登録される資格を有する人は次の人です。調査にご協力ください。

◎昭和十七年十二月二十一日までに生れた人
◎昭和三十七年六月十五日以前から栃尾市に住んでいる人
◎その他欠格事由に該当しない人

公衆電話ボックスに

緊急通話器を取りつけ

栃尾電報電話局では、このほど栃尾駅前、栃尾市農協脇織物組合前の三カ所の公衆電話ボックスに緊急通話用の器械を取りつけました。

今まで一一〇番・一一九番にかけるときは、受話器をはずして十円を入れてから一一〇・一一九を回さなければならないのですが、このわずらわしさをはぶくため緊急通話用の器械を取りつけたものです。これは電話機の脇に赤くぬった箱形のものに一一〇番・一一九番だけのダイヤルがありますから、受話器をはずして目的の番号のところを回せばすぐ通ずるようになっております。

なお、使用方法については局では次のことを強く望んでおります。

①いたずらして回したりは絶対にしないこと
②もし緊急の際、使用し、急くあまりダイヤルの戻りが遅いからとユビでダイヤルの戻るのをむりして助けてやるようなことをしないこと
③火災が発生したとき、一一九番へ発生場所の問合せをしないこと

【写真は取付られた緊急通話器】

市から火災を防ぐために①

十月一日　火災予防条例施行

消防法の改正にともなって、いままでの火災予防条例が廃止され、新しい栃尾市火災予防条例が十月一日から施行されます。

◎予防査察の強化

公衆の出入する場所又は多数の者の勤務する場所など、その公開時間又は従業時間内である限り、四十八時間以前の通告なしに消防は立入検査を行うことができることになりました。

◎火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

△炉、かまど、ストーブ
炉やかまど、ストーブは建物や可燃物から安全な距離をとらなければならない。

屋内では、土間又は不燃材料(コンクリート・れんが・石綿板・アルミニウム・モルタル・しっくいその他これらに類する不燃性の材料)で造つた床、壁、天井の内部は、常に整理清掃を行なう点検を怠らないようにしなければならない。

△煙突
①構造又は材質に応じ、変わること
②煙突の高さは、屋根につき出ている所から垂直距離を六〇センチ以上とし、その先端が軒の水平距離一メートル以内に建築物の軒がある場合は、その軒から六〇センチ以上高くすること
③金属や石綿製の煙突は、小屋うら、天井うら等にある部分を不燃材料で覆うとともに木材その他の燃えやすい物から十五センチ以上離すこと
また、厚さ十センチ以上の金属以外の不燃材料で覆う部分はさしつかえない

△ガス湯沸設備
①天井、たな等の可燃性の部分から六〇センチ以上の距離を保つこと
②壁、柱等の可燃性の部分に取り付ける場合は、ガス湯沸設備と取付面の間に四、五センチ以上の距離を保つこと
③ガス湯沸設備から十五センチ以内の距離にある壁、柱等の可燃性の部分は、石綿板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で覆うこと

△乾燥設備
①乾燥しようとする物が直接熱源と接触しないようにすること
②室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備については、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること

△堆ごたつ及びいろり
堆ごたつの火床といろりの内面は、不燃材料で作り、覆をすること

△こんろ、移動式ストーブ
燃料の性質により、安全な場所を選び燃えない台上で使うこと。また、液体燃料を使用するこんろ又はストーブは使用中燃料を補給しないこと

△その他
火災警報発令中は次の点を守ってください。
①山林、原野等で火入れをしないこと
②花火をあげないこと
(玩具用花火も含まれます)
③屋外でたき火や火遊び又は可燃物のそばでたばこを吸わないこと
④その他火の始末、裸火などに充分注意すること

税率が変りガス料金が安くなりました

昨年十一月から供給を開始しました市営ガスもその後順調に需用家が増加しており、厚くお礼申しあげます。

ところで本年四月一日に地方税法の一部が改正されまして電気ガス税が従来の百分の十パーセントから百分の九パーセントに減税されましたので、ガス料金のうち、ガス税が一パーセント減税されたうえ、別表のように五月分の使用料からガス料金が安くなりましたので、今後ともせいぜいご使用くださるようお願いします。

なお、ガス工事の申し込み等についてお知らせします。

ガス工事の申し込みについて

ガスを新たに申し込まれるかたはもちろん、増設、変更をなされるかたも市役所ガス水道課に印鑑ご持参のうえ、申し込んでください。

なお、秋になりますと相当申し込み者が増加するとの予想されますが、工事状況からして遅くなることも考えられますので、なるべく早めに申し込まれるようお願いします。

ガス料金等について

ガス料金は別表のとおりであります。検針は毎月九・十・十一日に行ない、その月の二十五日から集金に伺います。

十月末までに納められたときは早収料金でいただき、翌月以降に納入されると遅収料金となり、早収料金の一割増の料金をいただくことになります。

故障等について

ガス漏れや、故障箇所を発見された場合は、直ちにメーター器の下にある元コックを締め、ガス供給所(電話二九〇九番)か市役所(電話二一五一番)へご連絡ください。(ガス水道課)

栃尾市営ガス料金早見表

(4、500キロカロリー供給ガス)

(1)109立方米まで(税込)この表は早収料の表であり、表の見方は「例」使用量27立方米の場合表の20立方米の欄と左の7立方米の欄と交さするところが□その料金です。

立方米	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
0	218	425	612	800	987	1,175	1,363	1,551	1,738	1,926
1	235	443	631	818	1,007	1,194	1,382	1,569	1,757	1,943
2	252	462	650	838	1,025	1,213	1,400	1,588	1,775	1,960
3	270	481	669	356	1,044	1,231	1,419	1,606	1,794	1,978
4	287	500	687	875	1,062	1,250	1,437	1,625	1,813	1,995
5	331	518	706	893	1,081	1,268	1,457	1,644	1,832	2,013
6	349	537	724	913	1,100	1,288	1,475	1,663	1,850	2,031
7	368	556	744	931	1,119	1,306	1,494	1,681	1,869	2,049
8	388	575	763	950	1,137	1,325	1,512	1,700	1,887	2,066
9	406	594	781	969	1,156	1,343	1,531	1,720	1,907	2,084

(2)110立方米以上(税を含まず)

立方米	基礎料金	立方米	1立方米当り
100	1,767円34	101～500	16円12
500	8,215円34	501以上	15円03

110立方米以上の計算例
使用量　135立方米の場合
1,767円34銭＋(16円12銭×35m³)
＝2,331円54銭÷2,331円
2,331円＋(2,331円×9/100＝209円
79銭÷209円…税)
＝2,540円……(早収料金)

この料金表は切り取って見やすい場所に貼って下さい

◎九月二日午前八時三十分と午前九時十分に消防演習のためサイレンをならします。長音三十秒

改善された国民年金

こどもの加算額引上げ

国民年金法という法律ができてから満三年たちました。今までもいろいろと改善されてきましたが、今回改正されました点についてお知らせします。

◎保険料免除者にも国庫負担がつく

生活保護の適用をうけているとか、所得が少ないなどの理由で保険料を免除されている人にも保険料を納めた人と同じように国庫負担をつけ将来の年金給付が有利になるように改善されました。

◎本人所得制限の緩和

今までは、本人に十三万円以上の所得があると福祉年金がもらえなかったのが、五月分からは前年の所得が十五万円をこえなければもらえることになりました。

◎公的年金(恩給とか厚生年金など)と両方もらえることしの九月までは、福祉年金の額をこえる恩給とか厚生年金などをもらっている人は福祉年金をもらえませんが、十月からは二万四千円未満の公的年金をもらっている人は二万四千円と現にもらっている公的年金の額の範囲内でもらえることになります。なお、戦争公務による年金をもらっている人は、この二万四千円七万円まで引きあげられております。

◎配偶者公的年金受給による制限の廃止

ことしの九月までは受給権者の配偶者が六千円以上の公的年金をもらっている場合は福祉年金の額の一部支給停止が行われますが、十月からはこの停止制限がなくなり、全額もらえることになります。

◎子供の加算額引上げ(母子分、準母子福祉年金

母子、準母子福祉年金の場合、第二番目以下の子供一人に加算される額は、二千四百円でしたが、ことしの五月からは、この額が倍額の四千八百円に引上げられました。

福祉年金の現況　市尾市

受給者　一、四一六人
支給額　三千万円
現在当市では、どれ位の人たちが福祉年金を受けているのか、支給総額はいくら位になったかと申しますと

◎年金を受けている人の数は

老令年金	一、二二四人	
障害年金	九一人	
母子年金	一〇一人	
計	一、四一六人	

(準母子年金なし)

となっています。ご承知のように福祉年金には支給の制限があって、これに該当し全額支給を停止されている方が三五人あります。実際に年金を受けている方は一、三八一人ということになります。

◎支給された年金の総額は、福祉年金の支払いは郵便局で扱われ、昭和三十五年三月の第一回支払いからこれまでに約三千十三万円が受給者に支給されました。これを年別に見ますと

三五年中に約一、三六一万円
三六年中に約一、六五二万円
三七年中に約一、六五二万円

となっています。(以上の数は県国民年金課の「福祉年金統計」によりました)

×　×　×

老令福祉年金は、七十才になりますと支給されますが、これには裁定請求手続きをしなくてはなりません。

呼び年七十才になり、生れた日が過ぎましたらすみやかに手続きをしてください。

また、けがや病気で障害者となっている方や母子世帯で消求すれば年金なり児童扶養手当が貰えるのに、手続きをしない方があるようですが、遠慮なくご相談おいでください。(国民年金係)

改正選挙法の要点

選挙法は民主主義議会政治の根底をなすものであります。国民が国の主権者であるという憲法の精神にそって、最も民主的な政治が行われるために、選挙法の基本となっている選挙法が改正されましたので、選挙法を正しく理解していただくために改正法のあらましを説明いたします。

国民◎改正法の最も大きな特徴は

代　第一に今回の改正法が、直表者　接利害関係をもつ国会議員の

を避　みの手によって作られた法律び出　でなく　第三者的位置にある

しそ　学者と、利害関係をもつ国会の代　議員によって構成される選挙

表者が国民の代表となって国　制度審議会が理想面と現実面や地方の政治を行う、これが　との二面から検斗し、その答選挙です　申し尊重し、最も答申案に近

選挙と生活の結びつきはいまさら説明するまでもなく、きりはなすことのできない関係にあります。

「選挙と生活」その一として

選挙は民主主義議会政治の根底をなすものであります。国民が国の主権者であるという憲法の精神にそって、最も民主的な政治が行われるために、選挙法の基本となっている選挙法が改正されましたので、選挙法を正しく理解していただくために改正法のあらましを説明いたします。

国民◎改正法の最も大きな特徴は

代　第一に今回の改正法が、直表者　接利害関係をもつ国会議員の

を避　みの手によって作られた法律び出　でなく　第三者的位置にある

しそ　学者と、利害関係をもつ国会の代　議員によって構成される選挙

表者が国民の代表となって国　制度審議会が理想面と現実面や地方の政治を行う、これが　との二面から検斗し、その答選挙です　申し尊重し、最も答申案に近

選挙と生活の結びつきはいまさら説明するまでもなく、きりはなすことのできない関係にあります。

「選挙と生活」その一として

選挙法二百七十余条のほとんど全般にわたって審議され、その結果発表された大改正であった。

第一に今回の改正法はなぜ

よりも政党本位の選挙制度のしくみに一歩近づいたものであること。

そのあられが従来の政党は党勢拡張のための政治活動できても、選挙活動ができないものであったのが、政党は政治活動として選挙における運動費用の積算に不合理な面底を流れる審議会の強い公明化への希望と、それを支持する選挙用の強い願いは公明選挙実現に大きく近づくものと思われる。

第二に今回の改正法はなぜ

と同時に冒論による活動も緩和されるなどの改正がなされたこと。

選挙法二百七十余条のほとんど全般にわたって審議され、その結果発表された大改正であった。

十五日の一泊二日の旅程で十日町青年学級生八十余名と同市外桔梗原で教育キャンプを実施しながら交歓学習を実施した。多年の念願であった他市青年学級との交歓学習を初めて試みたのであったが、成果は上々、織物十日町工場、公民館の見学夜のキャンプファイヤー、早朝の意見交歓の交換等わが市より一歩進んでいるように感じた。栃尾も眠ってはいられまい。来年は巻町と交歓したい予定。

第四に選挙に金がかかりすぎるという弊害を除くため、選挙に関する寄付の規制を強化し、後援団体の活動についての選挙とかいかにして、公明化りあげたものではなく、現行の選挙とかいかにして、公明化

とこ　ろに審議会の答申の意義があり多小自治省、国会において削除、修正された点もあるが、成果となった改正法の

第五になによりも今回の改正法が選挙の公明化を目標と

第四に選挙に金がかかりすぎるという弊害を除くため、選挙に関する寄付の規制を強化し、後援団体の活動についての選挙とかいかにして、公明化りあげたものではなく、現行の選挙とかいかにして、公明化

とこ　ろに審議会の答申の意義があり多小自治省、国会において削除、修正された点もあるが、成果となった改正法の

第五になによりも今回の改正法が選挙の公明化を目標と

公民館だより

栃尾市公民館

各分館の動き

荷頃分館の巻

公民教育の重要性と必要性はそのあり然しもつと交歓会の技術を会の論を待たない、現代社会の進歩変転極りない現状に於て公民教育に全力を注ぐこと社会の安定であり、社会進展であり個人の幸福である。さて公民教育に全力を注ぐことこそ重大であると思う。大人の体の人々がそう考えていられることだと信ずるが、それが実現するまで、なかわしい事である。こうした理論はさておいて前述した気持ちで運営を続けて来た様子を記すことにする。

青年学級の本年学級生は四十名名委員長(姉崎正記君)を中心に毎週木曜日曜の二回夜八時から学習を重ねている。

七月二十四日砂潮、一之貝、荷頃の交歓会を荷頃会場にして開かれた。意義深いものとなっています。ご承知のように福祉年金には支給の制限があって、これに該当し全額支給を停止されている方が三五人あります。実際に年金を受けている方は一、三八一人ということになります。

◎支給された年金の総額は、福祉年金の支払いは郵便局で扱われ、昭和三十五年三月の第一回支払いからこれまでに約三千十三万円が受給者に支給されました。これを年別に見ますと

三五年中に約一、三六一万円
三六年中に約一、六五二万円
三七年中に約一、六五二万円

となっています。(以上の数は県国民年金課の「福祉年金統計」によりました)

×　×　×

老令福祉年金は、七十才になりますと支給されますが、これには裁定請求手続きをしなくてはなりません。

呼び年七十才になり、生れた日が過ぎましたらすみやかに手続きをしてください。

また、けがや病気で障害者となっている方や母子世帯で消求すれば年金なり児童扶養手当が貰えるのに、手続きをしない方があるようですが、遠慮なくご相談おいでください。(国民年金係)

川にゴミをすてないようにしましょう

いよいよ本格的な暑さの訪れとともに伝染病が多く発生する時期となりました。

学校も夏休みとなり、海に川に涼をもとめて水泳がさかんに行なわれますが、この川に捨てたゴミや汚物によって集団赤痢などが起る場合があります。そのためだけ今県下いっせいに「川にゴミを捨てない運動」を実施しており、ゴミや汚物の衛生的な処理を強く望んでおります。

ゴミ箱は必ず設置するなどゴミを衛生的に処理して郷土全体を清潔な環境とするような皆さんの協力をおねがいします。(保健衛生課　住よい

【写真=水の少なくなった川にうかぶゴミ】

郷土建設協会)

移動行政苦情相談

二十九日西谷農協で

新潟行政監察局では、八月二十九日午前十時から西谷農協で「移動行政苦情相談」を開きます。みなさまがたのなかで県や市を通じて行なわれている国の行政のことでお困りのことがありましたら、遠慮なくご相談してください。

なお、相談内容は、社会保障、恩給、農地、治水、道路河川、災害復旧、農業災害、教育、衛生、登記、税金、郵政事業などです。

取り扱いのできないことがあります。

◇　◇　◇

ことになるが、従来、選挙法の改正されたということ。

選挙法二百七十余条のほとんど全般にわたって審議され、その結果発表された大改正であった。

十五日の一泊二日の旅程で十日町青年学級生八十余名と同市外桔梗原で教育キャンプを実施しながら交歓学習を実施した。多年の念願であった他市青年学級との交歓学習を初めて試みたのであったが、成果は上々、織物十日町工場、公民館の見学夜のキャンプファイヤー、早朝の意見交歓の交換等わが市より一歩進んでいるように感じた。栃尾も眠ってはいられまい。来年は巻町と交歓したい予定。

【写真は交歓学習の一コマ】

他市青年学級生と交歓学習会実施

市内に設置されている十七の青年学級より選抜された学級生代表十九名は七月十四、十五日の一泊二日の旅程で十日町青年学級生八十余名と同市外桔梗原で教育キャンプを実施しながら交歓学習を実施した。多年の念願であった他市青年学級との交歓学習を初めて試みたのであったが、成果は上々、織物十日町工場、公民館の見学夜のキャンプファイヤー、早朝の意見交歓の交換等わが市より一歩進んでいるように感じた。栃尾も眠ってはいられまい。来年は巻町と交歓したい予定。

七夕まつり歌壇成果の発表

七夕まつりをきっかけとして俳句、短歌、川柳を募集したところ九七点の応募があり審査の結果は次の通り

俳句の部　(五五点)

天　岩神　土田紅雨
染井を押し包み行く出水かな
地　岩神　滝沢正幸
風鈴のよく鳴る窓にミシン踏む
地　入塩川　佐藤福治
行水や夕咲く花は皆白し
人　水沢　杵瀬みさほ

ひぐらしの庭に向いて夕涼告ぐ
人　岩神　土田紅雨
庭涼し水銀灯に木々浮き出
人　入塩川　佐藤福治
百姓の土間風はよし夏眠人
佳作　水沢杵瀬みさほ四点
岩神　滝沢正幸
入塩川佐藤福治　桑中西秋雨

短歌の部　(三十点)

天　旭町　佐藤彦衛
美しいなどといえぬ明日もまた二の手で生きゆかねばならぬ
地　新山　武藤一松
ひと星を子に教へんと庭に降り夜空仰けり人ぶりに
地　旭町　佐藤彦衛
まずしさの中にもつよく生きたしと星まつりの空に一人願えり
人　新山　武藤一松
かの地にて繋ぎ切れ間の縁を、をるべく歩きしこともありしが
人　旭町　佐藤秋夫
身につけしものがまずしくあればその心もまずしいと思う我が心悲しく

佳作　新山武藤一松　旭町
内林スミイ　川柳の部　(十二点)
川柳の部　金町　笠井柳雫
天　笠井柳雫
核実験玉やかぎやと西東
地　岩神　三国善一郎
尻ポッケ精一杯のやくざぶり
人　金町　笠井柳雫
天の川死の灰なれど逢はめやも

選者　辺見蕨野　広沢真砂三　佐藤松太郎
尚、入選された応募者は早く栃尾市公民館から賞品を受取って下さい。

野中遺跡の発見

七月二十四日から二十八日まで市教育委員会と新潟大学教育学部長岡分校山崎助教授学生九名で山袋谷部落の民俗調査を実施したが、その折に中に遺跡のあることを市民より聞知したので現地を実査したところ土器片や石器十数点の表採に成功し、栃尾市第六十八番目の先住民族の遺跡として確認記録した。

市民の皆さまへお知らせ

◇　本館と栃尾甚句保存会で実施する盆踊大会は、十五日十六日、十七日、廿六日、廿七日の五夜午后七時半から栃尾小学校グラウンドで開催します。

◇　市民水泳大会を体育協会と本館共催で八月廿四日栃小プールで開催します。

◇　市内青年学級振興研究会を八月二十八日(火曜)東谷中学校を会場として開催し青少年教育の振興を研究します。

◇　十月第一土曜日はスポーツの日として今年から定められたので、体育協会では目下市民体育祭を当日開催しようと準備中ですから実施の時は市民の皆さまコゾッテご参加下さい。